

平成25年生駒市議会（第5回）定例会議案

（追送提案分）

平成25年12月6日

生 駒 市

和解について

下記のとおり和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方 奈良県橿原市白橿町5丁目6番8号
株式会社ハウスクリーンサービス

2 本件の経緯

平成25年7月31日に執行した小学校及び中学校用務員業務の入札（以下「本件入札」という。）について、落札後に本件入札の落札者である相手方と入札仕様書に定めた従事人員の解釈で見解が相違し、奈良労働局からの指導もあり、同年8月13日付けで本件入札の無効措置を取った。これに対して、相手方が落札後に業務の履行に向けた準備等に要した経費等の支払いを求めたことについて、交渉を重ねた結果、和解することに至ったものである。

3 和解の概要

- (1) 生駒市は相手方に対して、解決金として金388,479円を支払う。
- (2) 生駒市及び相手方は、(1)に定めるほか、本件入札に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

平成25年12月6日提出

生駒市長 山下 真